

令和 7 年第 4 回

長万部町議会定例会会議録

令和 7 年 1 月 9 日 開会

令和 7 年 1 月 12 日 閉会

長 万 部 町 議 会

目 次

令和 7 年 1 月 9 日 (火曜日) 第 1 号

○招集年月日	1 頁
○招集の場所	1 頁
○開 議 日 時	1 頁
○応 招 議 員	1 頁
○不応招議員	1 頁
○出 席 議 員	1 頁
○欠 席 議 員	1 頁
○地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 頁
○本会議に職務のため出席した者の職氏名	1 頁
○議 事 日 程	2 頁
○開会・開議宣告・議事日程	3 頁
○町長挨拶	3 頁
○諸般の報告	4 頁
○会議録署名議員の指名	4 頁
○会期の決定	4 頁
○町長行政報告	4 頁
○議案第 1 号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例	4 頁
○議案第 2 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5 頁
○議案第 3 号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	7 頁
○議案第 4 号 長万部町議會議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例	8 頁
○議案第 5 号 長万部町税条例の一部を改正する条例	9 頁
○議案第 6 号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例	10 頁
○議案第 7 号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例	11 頁
○議案第 8 号 令和 7 年度長万部町一般会計補正予算（第 6 号）	12 頁
○議案第 9 号 令和 7 年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）	16 頁
○議案第 10 号 令和 7 年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	17 頁
○議案第 11 号 令和 7 年度長万部町ガス事業会計補正予算（第 2 号）	18 頁
○議案第 12 号 令和 7 年度長万部町水道事業会計補正予算（第 1 号）	19 頁
○議案第 13 号 令和 7 年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）	20 頁

○議案第14号 令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）-----	21頁
○諸般の報告 -----	24頁
○同意第1号 長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について -----	24頁
○休会の決定 -----	25頁
○散会 宣告 -----	25頁

令和7年第4回長万部町議会定例会（第1日目）

◎招集年月日 令和 7年12月 9日（火）

◎招集の場所 長万部町役場 議場

◎開議日時 令和 7年12月 9日（火）午前10時00分

◎応 招 議 員（9名）

1番	高 森 功 治
2番 橋 本 收 司	7番 長 崎 厚
3番 辻 紀 樹	8番 高 橋 克 英
4番 大 谷 敏 弥	9番 村 川 育
5番 北 川 佳 嗣	10番 柏 倉 恵里子

◎不応招議員 なし

◎出 席 議 員 応招議員に同じ

◎欠 席 議 員 不応招議員に同じ

◎地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	木幡 正志	水道ガス課長	田 中 俊 和
副 町 長	佐藤 英代	水道ガス課参事	廣 田 栄
総務課長	佐藤 久	出納室長	工 藤 貴 司
危機対策室長	吉田 泰博	消防長	沼 田 明 宏
まちづくり推進課長	小山内 敏洋	病院事務長	橋 本 啓 一
新幹線推進課長	岸 上 尚 生	病院参事	加 藤 典 明
税務課長	小川 洋	教育長	近 藤 英 隆
町民課長	増田 理恵	学校教育課長	神 野 隆 之
保健福祉課長	田野 憲哉	選挙管理委員会事務局書記長	佐 藤 久
産業振興課長	田中 浩	監査事務局長	佐々木 学
建設課長	上野 訓	農業委員会事務局長	田 中 浩

◎本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	佐々木 学
議会事務局主査	本前 武 広
議事係	川村 界斗

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	会期の決定
日程第3	町長行政報告
日程第4	議案第1号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第3号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第7	議案第4号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第5号 長万部町税条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第6号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第7号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第8号 令和7年度長万部町一般会計補正予算（第6号）
日程第12	議案第9号 令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13	議案第10号 令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第14	議案第11号 令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）
日程第15	議案第12号 令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16	議案第13号 令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17	議案第14号 令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第18	同意第1号 長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◎開会・開議宣告・議事日程

10時00分 開会

○議長（柏倉恵里子） おはようございます。開会に先立ち、昨晩の青森県東方沖を震源とする地震により、担当の任にあたられた防災関係各位の皆様、また、不安で眠れぬ夜を過ごされた町民の皆様、大変お疲れ様でした。

ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回長万部町議会定例会を開会いたします。

◎町長挨拶

○議長（柏倉恵里子） 日程に入る前に、今定例会の開会にあたり、町長より挨拶の申し出がありますのでこれを許可いたします。

木幡町長。

[町長（木幡正志）登壇]

○町長（木幡正志） 議員の皆様おはようございます。本定例会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本日は令和7年第4回町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご参集賜り厚くお礼を申し上げます。

はじめに、昨日午後11時15分に、青森県東方沖で発生した地震により、被害を受けられた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。地震の状況につきましては、青森県八戸市で最大震度となる6強を観測し、北海道から兵庫県までの広い範囲で揺れを感じ、津波警報や注意報が発表されました。長万部町では震度3を観測し津波注意報が発表され、午後11時53分に災害対策本部を設置して、自主避難者のための6か所の避難所を開設することや、道路状況の確認などを決定いたしました。自主避難された方は6か所のうち2か所に最大17名おりましたが、午前3時10分に全員帰宅が完了しております。このほか東京理科大学や長万部公園などに車で避難された方を確認しております。災害対策本部につきましては、本日午前9時に会議を開催して解散を決定いたしました。なお、町内パトロールにより、道路などには被害がないことを確認しております。

次に、本格的な冬に向かい、灯油料金の増高、電気料金の高止まりに鑑み、高齢者や障害者等で低所得者の状況にある方に冬季福祉給付金事業を実施いたします。なお、水道料金については、メータ一口径が13ミリメートル、20ミリメートル、25ミリメートルで契約されている方の基本料金を物価高騰による生活への影響を鑑み、令和8年1月から3月までの3か月間、町民の皆様の生活支援のため減免いたします。

最後に、本定例会に提案した議件は、条例の一部改正、各会計補正予算など15件となっております。議案上程の都度担当説明員から説明させますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げ、報告とさせていただきます。

[町長（木幡正志）自席へ]

○議長（柏倉恵里子） 以上で町長の挨拶を終わります。

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。

監査委員から令和7年度定期監査結果報告書及び9月分、10月分例月出納検査結果報告書が。渡島廃棄物処理広域連合議会議員から会議結果報告書が。また各議員から渡島檜山管内市町村議会議員研修会の議員派遣結果報告書が提出されましたので、それぞれの写しをお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に議案等の説明のため、あらかじめ町長、教育長その他執行機関及びそれぞれ委任または嘱託を受けた説明員の出席を求めております。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（柏倉恵里子） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において5番北川議員、6番高森議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（柏倉恵里子） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月12日までの4日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。

よって会期は本日から12月12日までの4日間と決定いたしました。

◎町長行政報告

○議長（柏倉恵里子） 日程第3、町長行政報告につきましては、別紙印刷して配付しておりますので、朗読及び説明を省略いたします。

以上で、町長行政報告を終わります。

◎議案第1号 町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第4、議案第1号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第1号町長等の給与に関する条例の一部を

改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。このたびの改正は、令和7年人事院勧告に伴い、期末・勤勉手当の支給割合が引き上げられる一般職員との均衡を考慮し、期末手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和7年度に係るものであります。

第3条は手当で、第3項ただし書中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合には100分の235」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の5」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和8年度に係るものであります。

第3条は手当で、第3項ただし書中「、6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものであり、既に支払われた期末手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第1号町長等の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第5、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和7年人事院勧告に伴うもので、改正する主な内容は、給料表の改定、期末・勤勉手当の支給割合の改定、通勤手当支給額等の改定であります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

す。

第1条関係は、令和7年度に係るものであります。

第9条の2は通勤手当で、第2項第2号に規定する、使用距離が片道10キロメートル以上で、5キロ刻みで定められている「ウ」から、2頁をご覧ください。「シ」までの手当額、及び「ス」の片道60キロメートル以上の手当額を、その距離に応じて200円から7,100円引き上げるもので、各区分ごとの手当額は記載のとおりであります。

第15条は期末手当で、一般職員に係る改正として、第2項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の2.5」引き上げるもの。

再任用職員に係る改正として、第3項中「「100分の70」と」の次に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の72.5」と」を加え、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の2.5」引き上げるものであります。

第15条の4は勤勉手当で、一般職員に係る改正として、第2項第1号中、3頁をご覧ください。「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、12月に支給する勤勉手当の支給割合を「100分の2.5」引き上げるもの。

再任用職員に係る改正として、第2号中「100分の50」を「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」に改め、12月に支給する勤勉手当の支給割合を「100分の2.5」引き上げるものであります。

4頁から6頁は、別表第1で行政職給料表の改正であります。

7頁をご覧ください。第2条関係は、令和8年度に係るものであります。

第9条の2は通勤手当で、支給単位期間ごとに規定している第2項第2号を「前項第2号に掲げる職員6万6,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額」に改めます。

8頁をご覧ください。第15条は期末手当で、一般職員に係る改正として、第2項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するもの。

再任用職員に係る改正として、第3項を「定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の126.25」とあるのは「100分の71.25」とする。」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

第15条の4は勤勉手当で、一般職員に係る改正として、第2項第1号中、9頁をご覧ください。「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するもの。

再任用職員に係る改正として、第2号中「、6月に支給する場合には100分の50を、12月に支給する場合には100分の52.5」を「100分の51.25」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、第1条は施行期日等で、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和8年4月1日から施行する。

第2項は、第1条の規定による改正後の給与条例の規定中、第15条第2項及び第3項、第15条の4第2項の改正規定は、令和7年12月期支給の期末手当及び勤勉手当から適用し、第9条の

2第2項第2号及び別表第1の改正規定は、令和7年4月1日から適用する。

第2条は、給与の内払いで、すでに支払われた給与は、改正後の給与の内払であることを規定しております。

第3条は、規則への委任で、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第2号職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号 長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第6、議案第3号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第3号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、令和7年人事院勧告に伴い、期末・勤勉手当の支給割合が引き上げられる一般職員との均衡を考慮し、パートタイム会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和7年度に係るものであります。

第8条は期末手当で、第3項中「100分の125」を「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の2.5」引き上げるもの。

第8条の2は勤勉手当で、第3項中「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の2.5」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和8年度に係るものであります。

第8条は期末手当で、第3項中「、6月に支給する場合には100分の125を、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の126.25」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するもの。

第8条の2は勤勉手当で、第3項中「、6月に支給する場合は100分の105を、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の106.25」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は、公布の日から施行し、令和7年12月期支給の期末手当及び勤勉手当から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた報酬、期末手当及び勤勉手当は、改正後の内払であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第3号長万部町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第7、議案第4号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第4号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、期末手当の支給割合が引き上げられる特別職との均衡を考慮し、議員の期末手当支給割合を改めるものであります。条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。

1頁をご覧ください。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第1条関係は、令和7年度に係るものであります。

第1条は期末手当で、第2項中「100分の230」を「、6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合には100分の235」に改め、12月に支給する期末手当の支給割合を「100分の5」引き上げるものであります。

2頁をご覧ください。第2条関係は、令和8年度に係るものであります。

第1条は期末手当で、第2項中「、6月に支給する場合には100分の230を、12月に支給する場合には100分の235」を「100分の232.5」に改め、6月期及び12月期の支給割合を平準化するものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行し、令和7年12月期支給の期末手当から適用する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであり、すでに支払われた期末手当は、改正後の内扱であることを規定しております。

以上がただいま上程されました、議案第4号長万部町議会議員の期末手当支給に関する条例の一部を改正する条例についての内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 長万部町税条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第8、議案第5号長万部町税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小川税務課長。

○税務課長（小川洋） ただいま上程されました、議案第5号長万部町税条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

今回の改正は、特定非営利活動法人の住所変更及び解散に伴い、第34条の7寄付金税額控除の別表を整理するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

別表第2中「字平里99番地14」を「字長万部413番地」に改め、「特定非営利活動法人おしゃまんべ夢俱楽部」及び「北海道山越郡長万部町字長万部450番地1」を削るものであります。

附則としてこの条例は、公布の日から施行するものであります。

以上がただいま上程されました、議案第5号長万部町税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第9、議案第6号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

小川税務課長。

○税務課長（小川洋） ただいま上程されました、議案第6号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、国民健康保険税の基礎課税限度額及び後期高齢者支援金等課税限度額を引き上げ、課税限度額の合計額を国の基準と同額とするため、条例の一部を改正するものであります。

改正内容は、議案に添付しております新旧対照表によりご説明いたします。表の左欄が改正後、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

第2条は課税額で、第2条第2項中、「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中、「24万円」を「26万円」に改め、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を引き上げます。

この改正により、介護納付金課税額を含めた課税限度額の合計額は、現行の「106万円」から「109万円」へ「3万円」の引き上げとなり、国の基準と同額となります。

第23条は、国民健康保険税の減免で、第23条中、「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改めます。この改正により、被保険者均等割額及び世帯別平等割額に係る7割軽減、5割軽減、2割軽減後の基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の限度額を改めるものであります。

附則第1条は施行期日で、この条例は、令和8年4月1日から施行する。

第2条は適用区分で、改正後の長万部町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとするものであります。

以上がただいま上程されました、議案第6号長万部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 長万部町火災予防条例の一部を改正する条例

○議長（柏倉恵里子） 日程第10、議案第7号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

沼田消防長。

○消防長（沼田明宏） ただいま上程されました、議案第7号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例について、提案理由と内容をご説明いたします。

このたびの改正は、消防庁次長通知により林野火災注意報や警報の適格な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であるとされたことを踏まえ、条例の一部を改正するものであります。

条例の改正内容は、議案に添付しております新旧対照表により、要約してご説明いたします。表の左欄が改正後で、右欄が改正前で、下線部分が変更する内容であります。

1頁をご覧ください。第3章の2、住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準等の次に第3章の3、林野火災の予防（第29条の8・第29条の9）を加えるもの。

第29条中「火災に関する警報」を（法第22条第3項に規定する火災に関する警報をいう。以下同じ。）に改め、同条第7号を削るもの。

2頁をご覧ください。第49条の3、第1項第3号中、「第52条」を「第52条第1項」に改めるもの。

第52条第1号中「行為」を「行為（たき火を含む。）に改め、同条に次の1項を加えるもの。

消防長（消防署長）は、前項各号に掲げるそれぞれの行為について、届出の対象となる期間及び区域を指定することができる。

附則として、この条例は令和8年1月1日から施行する。

以上がただいま上程されました、議案第7号長万部町火災予防条例の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 令和7年度長万部町一般会計補正予算（第6号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第11、議案第8号令和7年度長万部町一般会計補正予算（第6号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤久） ただいま上程されました、議案第8号令和7年度長万部町一般会計補正予算（第6号）について、その内容をご説明いたします。

今回補正する主なものは、人事院勧告及び会計科目間異動に伴う職員給与費の整理などで、歳入歳出にそれぞれ1億9,285万2,000円を追加し、補正後の予算総額を71億8,160万9,000円とするものであります。

内容は、補正予算書に添付しております概要により、歳出からご説明いたします。

はじめに、人件費からご説明いたします。歳出の内訳なかほどに、人件費として報酬、給料、職員手当等、共済費を別枠で記載しており、1頁の議会費から3頁の教育費まで計上しております。

3頁の歳出合計額をご覧ください。人件費の総額でご説明いたします。人件費全体では、人事院勧告や休職者、会計間異動等を整理し、3,308万5,000円の追加であります。

内訳として、報酬540万3,000円の追加、給料349万3,000円の追加、職員手当等は、職員分783万9,000円、会計年度任用職員分191万8,000円、議員期末手当11万7,000円の合計987万4,000円の追加。共済費1,431万5,000円の追加であります。

1頁にお戻りください。次に、人件費以外についてご説明いたします。

総務費は、4,622万9,000円の追加であります。財産管理費、需用費17万2,000円の減額は、B&G財団支援事業に係る消耗品費。役務費5万5,000円の追加は車保険料。

企画費、報償費798万円の追加は、まちづくり基金寄附者返礼品。負担金・補助及び交付金240万円の減額は、地域間幹線系統維持費補助160万5,000円の減額、市町村生活バス路線運行事業補助20万5,000円の追加、地域おこし協力隊員起業支援補助100万円の減額。償還金・利子及び割引料414万円の追加は、過年度分国庫補助金の精算による地方創生臨時交付金返還金で、歳入では、2頁の18繰入金、まちづくり基金繰入金1,876万円のうち798万円を計上いたしました。

電子計算費、需用費39万2,000円の追加は、消耗品費32万円、修理費7万2,000円。委託料49万5,000円の追加は、子ども子育て支援金対応に伴う財務会計システム改修委託。

ガス・温泉管理費、旅費5万1,000円の追加は費用弁償。需用費225万円の追加は、ガス圧縮機の経年劣化に伴う修理費。委託料700万円の追加は、天然ガス・温泉業務管理委託。

防災防犯諸費、委託料383万8,000円の追加は、Jアラート更新委託381万円、防災行政情報伝達システム機器保守委託2万8,000円。備品購入費17万2,000円の追加は、B&G防災備品。負担金・補助及び交付金109万8,000円の減額は、申請期限の終了に伴う水柱被害住宅修繕支援事業補助で、歳入では、2頁の20町債、総務債、防災設備整備債で380万円を計上いたしました。

民生費は、9,559万6,000円の追加であります。社会福祉総務費、負担金・補助及び交付金60万円の追加は、保育環境改善事業補助52万5,000円、保育所等性被害防止対策設備等支援事業費補助7万5,000円。扶助費400万円の追加は冬期福祉給付金。繰出金81万8,0

00円の追加は、職員給与費等の整理に伴う国民健康保険特別会計繰出金で、歳入では、14国庫支出金、総務費国庫補助金、地方創生事業1,433万5,000円のうち400万円、民生費国庫補助金、保育対策総合支援事業で40万円を計上いたしました。

老人福祉総務費、役務費1,000円の追加は審査支払手数料。負担金・補助及び交付金20万円の追加は、利用者負担軽減事業補助で、歳入では、15道支出金、民生費道補助金、介護サービス利用者負担軽減事業で15万円を計上いたしました。

老人福祉費、繰出金312万7,000円の追加は、職員給与費等の整理に伴う介護保険特別会計繰出金。

心身障害者特別対策費、扶助費3,800万円の追加は、サービス利用数の増などによる介護・訓練等給付費で、歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、自立支援給付で1,900万円。民生費国庫補助金、地域障がい児等支援体制強化事業で172万6,000円。15道支出金、民生費道負担金、自立支援給付で950万円、民生費道補助金、地域障がい児等支援体制強化事業で86万3,000円を計上いたしました。

老人福祉センター施設費、使用料及び賃借料5,000円の追加は土地借上料。児童福祉総務費、需用費6万6,000円の追加は印刷費。

児童措置費、負担金・補助及び交付金4,000万円の追加は、利用見込児童数の増などによる、幼稚園等施設型給付負担金で、歳入では、14国庫支出金、民生費国庫負担金、子どものための教育保育給付費で1,706万6,000円。15道支出金、民生費道負担金、子どものための教育保育給付費で746万円を計上いたしました。

衛生費は、7,112万6,000円の追加であります。2頁をご覧ください。ごみ処理費、役務費1万3,000円の追加は車両保険料。委託料90万1,000円の追加は、ごみ収集量の増加による処理人員の増に伴う清掃センター運転管理業務委託。備品購入費1,078万円の追加は、経年劣化によるタイヤショベルの更新で、歳入では、18繰入金、まちづくり基金繰入金1,876万円のうち1,078万円を計上いたしました。

病院事業費、繰出金7,200万円の追加は、収支不足分に係る病院事業会計繰出金であります。

農林水産業費は、3,942万1,000円の追加であります。農地費、負担金・補助及び交付金692万5,000円の追加は、長万部地区道営草地整備事業負担金で、歳入では、1頁の12分担金及び負担金、農林水産業費分担金、道営草地整備事業分担金で727万5,000円を計上。15道支出金、農林水産業費道補助金、道営草地整備事業で89万円を減額いたしました。

公共牧場管理運営費、委託料912万4,000円の追加は、管理運営委託で、肥料価格の高騰や人件費などの増によるもの。歳入では、1頁の13使用料及び手数料、農林水産使用料、公共牧場使用料で、入牧頭数の増加に伴い193万3,000円を計上いたしました。

水産業振興費、負担金・補助及び交付金221万円の追加は、さけ増殖事業補助で、年々減少し続ける秋鮭の回帰率改善のため、町内河川への稚魚の放流事業への支援として、事業主体であります長万部漁業協同組合に補助するもの。水産基盤整備費、負担金・補助及び交付金2,400万円の追加は、水産物供給基盤機能保全事業地元負担金で、歳入では、20町債、農林水産業債、水産基盤整備債で2,400万円を計上いたしました。

土木費は、3,454万3,000円の減額であります。道路橋梁維持費、工事請負費150万円の追加は、栄橋橋脚維持工事。公共下水道費、繰出金3,917万9,000円の減額は、6年度実績額の精算に伴う公共下水道事業会計繰出金。公園費、工事請負費86万9,000円の減額は、

ふれあい公園コンビネーション遊具改修工事などの執行残であります。

消防費は、611万4,000円の追加であります。常備消防費、旅費8万円の追加は、救急業務管外搬送の増による普通旅費。需用費44万円の追加は、新採用職員の被服費。消防施設費、需用費61万5,000円の追加は、車修理費42万円、施設修理費19万5,000円で、不良箇所の修理や高額な修理が発生したことに伴う不足分の計上。工事請負費75万7,000円の減額は、消防庁舎オーバードア交換工事の執行残であります。

教育費は、3,166万円の減額であります。事務局費、負担金・補助及び交付金26万8,000円の減額は奨学金給付金。貸付金53万6,000円の減額は奨学金貸付金。中学校費、学校管理費の需用費118万8,000円の追加は、中型スクールバスに係る備品修理費。

3頁をご覧ください。学校給食センター費、需用費1,703万6,000円、役務費27万8,000円、委託料2,047万7,000円の減額は、施設の使用終了等に伴う減額であります。

歳入では、1頁の12分担金及び負担金、教育費負担金、給食費負担金で563万8,000円、高等学校給食費負担金で101万円を減額いたしました。

諸支出金12万9,000円の減額は、ガス事業費の繰出金で、児童手当などに係るガス事業会計繰出金であります。

次に、歳入についてご説明いたします。1頁にお戻りください。ただいま歳出でご説明した分は省略させていただきます。

14国庫支出金、衛生費国庫補助金、感染症予防等事業24万8,000円の追加は、市町村間の情報連携システム改修に係る補助。

15道支出金、民生費道補助金、援護事務費交付金1万1,000円の追加は、特別弔慰金に係る事務費。

16財産収入、不動産売払収入、土地売払収入811万5,000円の追加は、町有地を新幹線駅東口駅前広場事業用地として北海道に売り払うもの。

18繰入金、財政調整基金繰入金3,651万8,000円の追加は、今回の補正で不足する財源を、当基金から取り崩し、収支の均衡を図るものであります。この基金取り崩し後の当基金残高見込額は、4億5,129万6,000円となります。

2頁をご覧ください。森林環境譲与税基金繰入金21万2,000円の追加は、農林水産業費、林業振興費の会計年度任用職員に係る人件費。

北海道新幹線建設関連補償事業基金繰入金2,901万8,000円の追加は、6年度からの繰越事業への充当分であります。

次に、補正予算書の4頁をご覧ください。第2表の地方債補正は、追加と変更であります。上段の追加は、起債の目的が、防災設備整備、限度額・380万円で、起債の方法、利率、償還の方法については記載のとおりであります。下段の変更は、起債の目的が水産基盤整備で、変更前の2,800万円を、変更後の5,200万円に変更したいというものであります。

以上がただいま上程されました、令和7年度長万部町一般会計補正予算（第6号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願ひいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳出より行います。はじめに議会費、9頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に総務費、9頁から11頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に民生費、11頁から13頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に衛生費、13頁から14頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に農林水産業費、14頁から16頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に商工費、16頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に土木費、17頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に消防費、18頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に教育費、18頁から21頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に諸支出金、21頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

以上で歳出を終わります。

続いて歳入を行います。はじめに分担金及び負担金、5頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に使用料及び手数料、5頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に国庫支出金、5頁から6頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に道支出金、6頁から7頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に財産収入、7頁です。ありませんか。

高森議員。

○議員（6番 高森功治） 不動産売払収入の、土地売払収入811万5,000円なんですけど、これ場所と面積お聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 岸上新幹線推進課長。

○新幹線推進課長（岸上尚生） ただいまの質問についてお答えいたします。場所につきましては、字長万部458の9の一部、駅前広場のクリーンシステムの付近の土地になります。新たに駅前広場として整備する上で増やす部分、こちらは北海道のほうが土地を購入するということになります。面積につきましては555.88平方メートル。土地単価につきましては1万4,600円での買収ということになってございます。以上でございます。

○議長（柏倉恵里子） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

次に繰入金、8頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

次に町債、8頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

以上で歳入を終わります。

次に4頁をご覧ください。第2表、地方債補正を行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

11時5分まで休憩いたします。

10時51分 休憩

11時05分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第9号 令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第12、議案第9号令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

増田町民課長。

○町民課長（増田理恵） ただいま上程されました、議案第9号令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容についてご説明いたします。

今回の補正の主なものは、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の給与改定による人件費並びに保険給付費等交付金の再確定による返還に係る補正で、歳入歳出にそれぞれ183万5,000円を追加し、補正後の予算総額を7億1,477万1,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。総務費は、109万2,000円の追加であります。一般管理費の給料26万円、職員手当等15万5,000円、共済費40万3,000円の追加は、職員の給与改定によるものであります。医療費適正化対策費の報酬14万6,000円、職員手当等6万5,000円、共済費6万3,000円の追加は、会計年度任用職員である医療事務員の給与改定によるものであります。

諸支出金は、74万3,000円の追加であります。保険給付費等交付金償還金の、償還金・利子及び割引料に、保険給付費等交付金の再確定による返還金として74万3,000円を追加するものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。道支出金、保険給付費等交付金の101万7,000円は、特別交付金の追加であります。繰入金、一般会計繰入金81万8,000円は、人件費分繰入金の追加であります。

以上が、議案第9号令和7年度長万部町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案内容で

あります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から4頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第13、議案第10号令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田野保健福祉課長。

○保健福祉課長（田野憲哉） ただいま上程されました、議案第10号令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正の主なものは、人事院勧告に伴う職員及び会計年度任用職員の給与改定による人件費並びに保険給付費の需要増に係る補正で、歳入歳出にそれぞれ397万7,000円を追加し、補正後の予算総額を9億2,987万5,000円とするものであります。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

はじめに、歳出からご説明いたします。1総務費は、92万5,000円の追加であります。一般管理費の給料27万3,000円、職員手当等16万5,000円、共済費48万7,000円の追加は、職員の給与改定によるものであります。

2保険給付費は、85万円の追加であります。福祉用具購入費の負担金・補助及び交付金45万円、住宅改修費の負担金・補助及び交付金40万円の追加は、それぞれのサービスの需要増によるものであります。

3地域支援事業費は、220万2,000円の追加であります。包括的支援・任意事業費の報酬10万円、給料77万4,000円、職員手当等50万7,000円、共済費82万1,000円の追加は、職員及び会計年度任用職員の給与改定によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。8繰入金は、397万7,000円の追加であります。一般会計繰入金のその他一般会計繰入金312万7,000円の追加は、職員及び会計年度任用職員の給与改定による人件費の増分であります。また、介護給付費準備基金繰入金85万円の追加は、保険給付費の増分によるものであります。

以上が、議案第10号令和7年度長万部町介護保険特別会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑は歳入歳出を一括して行います。3頁から

5頁です。ありませんか。

[「なし」の声あり]

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

[「なし」の声あり]

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第14、議案第11号令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、議案第11号令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正で、はじめに予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出のガス事業費に96万4,000円を追加し、補正後の支出予定額を1億3,868万7,000円に改めるものであります。

内訳では、製造費の給料26万1,000円、手当11万2,000円の追加、賞与引当金繰入額18万9,000円の減額、法定福利費26万3,000円の追加、退職給付費4万9,000円の減額、供給販売費では給料27万1,000円、手当10万円、賞与引当金繰入額5万2,000円、法定福利費17万6,000円の追加、退職給付費3万3,000円の減額でございます。

次に、収入のガス事業収益に687万1,000円を追加し、補正後の収入予定額を1億2,171万1,000円に改めるものであります。

内訳では、その他営業外収益700万円の追加は、天然ガス・温泉業務管理委託の人事費分にかかるもの、その他特別利益の一般会計補助金12万9,000円の減額は、児童手当及び基礎年金拠出金の増減にかかるものでございます。

次に補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出については、概要でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の合計額となっており、今回の補正に伴い、予算第7条中「3,349万6,000円」を「3,446万円」に改めるものであります。

第4条は、他会計からの補助金の変更で、予算第8条中、一般会計補助金の基礎年金拠出金に係る公的負担分は、変更前「97万6,000円」を変更後「106万7,000円」に、児童手当分は、変更前「60万円」を変更後「38万円」に改めるものであります。

以上が、令和7年度長万部町ガス事業会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審

議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第4条、他会計からの補助金を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第15、議案第12号令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、議案第12号令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出の補正で、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の水道事業費に1,928万9,000円を追加し、補正後の支出予定額を5億45万6,000円に改めるものであります。

内訳では、原水費の給料23万7,000円、手当12万1,000円、賞与引当金繰入額6万8,000円、法定福利費2万6,000円の追加。配水費では、給料12万9,000円、手当13万2,000円、賞与引当金繰入額5万5,000円、法定福利費4万6,000円の追加。委託料1,200万円の追加は、静狩地区における井戸新設に伴う取水地の変更及び花岡地区における給水区域を拡張するための水道事業変更認可申請書作成業務を委託するものでございます。

業務費では、給料13万2,000円、手当6万5,000円、賞与引当金繰入額2万5,000円、法定福利費8万5,000円の追加。総係費では、退職給付費6万8,000円の追加。減価償却費では、固定資産減価償却費610万円の追加でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出については、概要でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

第3条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の合計額となっており、今回の補正に伴い、予算第7条中「2,165万1,000円」を「2,284万円」に改めるものであります。

第4条は、条文の追加で、予算第9条の次に第10条債務負担行為を加えるものであります。事

項は、水道事業変更認可申請書作成業務委託で、期間は、令和7年度から令和8年度までの2年間、限度額は、総額1,200万円以内でございます。

以上が、令和7年度長万部町水道事業会計補正予算（第1号）の内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的支出を行います。2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第3条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第4条、債務負担行為を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第16、議案第13号令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

田中水道ガス課長。

○水道ガス課長（田中俊和） ただいま上程されました、議案第13号令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の内容についてご説明をいたします。

補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明をいたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出並びに資本的収入及び支出の補正であります。

はじめに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出のうち、支出の下水道事業費に233万9,000円を追加し、補正後の支出予定額を4億9,303万5,000円に改めるものであります。

内訳では、管渠費の修繕費330万円の追加は、マンホールの修繕にかかる費用でございます。

続きまして総係費では給料67万2,000円の追加、手当298万5,000円の減額、賞与引当金繰入額18万4,000円、法定福利費126万円2,000円の追加、退職給付費9万4,000円の減額でございます。

次に、収入の下水道事業収益から3,917万9,000円を減額し、補正後の収入予定額を3億8,389万2,000円に改めるものであります。

内訳では、他会計補助金の一般会計補助金3,917万9,000円の減額は、令和6年度決算に伴う補助金の精算によるものでございます。

次に、予算第4条に定めている、資本的収入及び支出のうち、資本的支出に1,100万円を追加し、補正後の支出予定額を6億6,750万7,000円に改めるものであります。

内訳では、管渠建設改良費1,100万円の追加は、新規受益者の下水道管接続のための延伸にかかる費用でございます。

次に、補正予算書の1頁をご覧ください。第2条の収益的収入及び支出並びに第3条の資本的支出及び収入については、概要でご説明をいたしましたので、省略をさせていただきます。

第4条は、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で、職員給与費の合計額となっており、今回の補正に伴い、予算第8条中「4,202万5,000円」を「4,106万4,000円」に改めるものであります。

第5条は、他会計からの補助金の変更で、予算第9条中、一般会計補助金の基準外補助金は、変更前「6,697万1,000円」を変更後「2,779万2,000円」に改めるものであります。

以上が、令和7年度長万部町公共下水道事業会計補正予算（第2号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに、収益的収入及び支出を行います。2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、資本的支出を行います。2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第4条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第5条、他会計からの補助金を一括して行います。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第14号 令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（柏倉恵里子） 日程第17、議案第14号令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）の件を議題といたします。説明員に提案理由の説明を求めます。

橋本病院事務長。

○病院事務長（橋本啓一） ただいま上程されました、議案第14号令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）について、その内容をご説明いたします。

今回の補正は、収益的収入及び支出に係る補正であります。補正予算の内容につきましては、補正予算書に添付しております概要によりご説明いたします。

概要の1頁をご覧ください。予算第3条に定めた収益的収入および支出のうち、支出の病院事業費用に1,786万7,000円を追加し、補正後の支出予定額を7億7,974万2,000円に改めるものであります。

内訳は、給与費の給料が91万2,000円の追加。手当は300万7,000円の追加で、人事

院勧告に伴う給与改定分の追加及び職員の異動等に係るものであります。報酬188万1,000円の減額は会計年度任用職員の異動等に係るものであります。賞与引当金繰入額146万円の追加は期末勤勉手当等。法定福利費273万7,000円の追加は共済組合負担金等。退職給付費1,163万2,000円の追加は退職手当組合負担金であります。

次に収入は、病院事業収益が4万4,000円の減額で、補正後の収入予定額を7億3,279万9,000円に改めるものであります。

内訳は、入院収益が3,071万7,000円の減額で、入院患者数の減によるものであります。外来収益は4,132万7,000円の減額で、外来患者数の減によるものであります。他会計補助金は、7,200万円の追加で、入院・外来収益の減収分を一般会計から補てんするものであります。

補正予算書の1頁をご覧ください。第2条、業務の予定量の年間患者数入院延べ「6,570人」を「5,840人」に、外来延べ「2万2,022人」を「2万655人」に改めるものであります。

第3条の収益的収入及び支出は、概要の中で説明いたしましたので省略させていただきます。

第4条は、予算第6条で定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるもので、給与費の追加により、予算総額を5億2,481万5,000円に改めるものであります。

第5条は、他会計からの補助金で、予算第7条中、3億2,000万円を3億9,200万円に改めるものであります。

以上が、令和7年度長万部町病院事業会計補正予算（第3号）の内容であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。はじめに収益的収入及び支出を行います。2頁です。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

次に、1頁をご覧ください。第2条業務の予定量、第4条議会の議決を経なければ流用することのできない経費及び第5条他会計からの補助金を一括して行います。ありませんか。

高森議員。

○議員（6番 高森功治） 1頁、第2条業務の予定量の変更だったんですけど、今年度の1日あたりの入院患者数、外来患者数をお聞きするのと、その数字というのは前年同期と比べてどうなってるのかお聞きします。

○議長（柏倉恵里子） 橋本病院事務長。

○病院事務長（橋本啓一） まず、今年度の平均入院数ですが、1日あたり11.3人になっております。なお、外来は1日あたり62.5人となっております。前年度と比較しまして、入院は4.7人の減少、外来は2.2人の減少となっております。以上です。

○議長（柏倉恵里子） 高森議員。

○議員（6番 高森功治） テレビ等見てましても、全国の病院の7割くらいが赤字だって報道してまして、それは結構物価高によっても赤字が拡大しているという報道だったんですけど、長万部の病院は物価高とかは影響はどうですか。

○議長（柏倉恵里子） 木幡町長。

○町長（木幡正志） 大事なところで答弁させてもらいます。今全国で自治体病院の赤字額というのが6,000億増えてまして、先般は東京での会合の中で、私のほうから自治体病院の救済というのは当然考えてほしいという願いを出しました。

その点で今回内示が出たのが全国自治体救済に3,400億が交付されるという話ですけれども、

それから計算していくと長万部ってどの程度の救済額なるのかっていいたら、大体5、6,000万の救済額にはなるんじゃないかなって気はしてるんだけども。

これを作り越えていかないと、自治体病院って保たない。今コロナで入院患者の面会もさせてない。どこの病院でもそうなんです。一般病棟でもそうなんだけども、どんどん人口の減少も起きてる。こうしたなかで高齢者の受診率も高くなっている。

こういうこと含めて考えると、将来の自治体病院のあり方ってのは、もう議会で議論する、行政が何か言うでなくて、国がどうやって自治体病院を守るんですか。これが全国的に大きな反響になってて、全国で今救済をする、こういう措置になってくると、大体6,000億超えるだろうと、年間の交付金で。それしないと自治体病院保たない。

長万部も当然その中に入り込んで今出してて、去年募集した病院の病床数にかける申請は第1次で止まっちゃった。もちろん話題に大きくなったのは、留萌の病院が大きな話題になったんだけども、もちろん長万部も申請しても却下された。

今回その事例を分けて、厚生労働省が全国から調査した結果の自治体病院の一般会計からの交付額。これは6,000億なってる。長万部もご多分に漏れず、今日も審議受けてるんだけど、その中の数字を見てもこのとおり。そして今質問のある入院患者それから当日の外来患者、これは患者数の動向についてもやっぱり減ってるとこ減ってる。ただし、長万部今工事関係者も入ってきてるんで、健康診断とかそのほかのとこでカバーされてる分というのは多少あるんだけども、もう自治体がカバーして病院を守るっていう時代じゃなくて、やっぱり国が医療関係の数字を、係数を守ってやってくれと。そうしないと自治体病院が崩壊すると。

そこの町の医療関係はまるきり崩壊するわけだから、だから自治体が病院を守っていくための一般会計の繰入、これはもう限界に達してるよという話も、先般北海道代議士会のほうに出席させていただいて、その旨を話をさせていただいた。あとは政治的な判断。厚生労働省とどうやって地方の自治体病院守るのかっていう議論を展開してほしいということの申し入れがあったんだけども、頑張りますという、頑張ってどうなる、結論が見えてこない。やっぱりそこは政治の世界で、厚生労働省とどうやって全国の自治体病院抱える諸先生方が頑張ってくれるのかっていうことが大きな賭けになってきてるんだけど。今ようやく一歩、3,400億って数字が出てきて。この分配方法ってのはこれからと思います。

一生懸命職員も医師も頑張ってやってくれてる部分ってのは我々も認めざるを得ないし、そこをなんとか守っていくために、町民の健康を守っていく、これがやっぱり行政の使命感だと思うんで、～～～ご理解いただければありがたいなと思ってますので、よろしくお願いします。

○議長（柏倉恵里子） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休憩いたします。

11時37分 休憩

11時38分 再開

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（柏倉恵里子） 諸般の報告を事務局長からいたします。

佐々木事務局長。

○議会事務局長（佐々木学） 諸般の報告をいたします。ただいまから議題となります同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案が町長より提出されましたので、お手元に配付いたしました。以上であります。

○議長（柏倉恵里子） 以上で諸般の報告を終わります。

◎同意第1号 長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（柏倉恵里子） 日程第18、同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。提出者の説明を求めます。

木幡町長。

○町長（木幡正志） ただいま上程されました、同意第1号長万部町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由をご説明いたします。

この委員の任期は3年で、令和8年1月23日をもって任期満了となりますので、地方税法423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

選任の同意を求める委員は3名の方であります。1人目の方は木村雅資様であります。2人目の方は山田秀徳氏であります。3人目の方は高井優一氏であります。3名の方の住所等は記載のとおりでございます。

以上3名の方を委員として選任したいので、ご同意くださるようよろしくお願いをいたします。以上でございます。

○議長（柏倉恵里子） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔（なし）の声あり〕

これをもって質疑を終わります。

討論ありますか。

〔「なし」の声あり〕

討論を終わります。

これより直ちに本件を採決いたします。

お諮りいたします。本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。

よって本件はこれに同意することに決定いたしました。

◎休会の決定

○議長（柏倉恵里子） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により 12月10日と11日の2日間を休会としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

ご異議なしと認めます。よって 12月10日と11日の2日間を休会とすることに決定いたしました。

なお、本会議は 12月12日午前10時から再開いたしますのでご承知おき願います。

◎散会宣告

○議長（柏倉恵里子） 本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れ様でした。

11時41分 散会
